

- 平成29年度第4回 酒田市環境審議会
- 平成29年度第3回 酒田市景観審議会

県立自然公園条例について

1

平成29年12月27日（水）午後1時30分～3時30分
酒田市役所 3階 第1委員会室

2

説明事項

- I. 諮問について
- II. 山形県立自然公園条例について
- III. 【参考】 審議のポイント

3

おことわり

●当資料において、特に断りが無い場合、下記の表記を用います

- 条例⇒山形県立自然公園条例
- 規則⇒山形県立自然公園条例施行規則
- 指針⇒県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針

【参考】

条例> 規則> 指針

- 条例・・・議会が決める（拘束力あり）
- 規則・・・知事が決める（手続きの規定など、条例を補完）（拘束力あり）
- 指針・・・今回は、申請・届出者等に対して、県の考え方を示したものを。

4

I 諮問について

（諮問に至る経過の概要）

- i. 申請者より県知事に対し、県条例に基づき県立自然公園内に工作物を新築する旨の申請・届出
- ii. 県知事は、これを審査し、許可等について判断することとなる
- iii. 県知事が判断に当たり、関係市町村：酒田市に意見照会
- iv. 市長が意見をまとめるに当たり、環境審議会・景観審議会に参考意見を諮問

5

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（i 申請）

◆申請内容

庄内海浜県立自然公園内に工作物を新築

◆必要な手続き

■特別地域

⇒県知事の許可が必要（条例第11条第3項第1号）

■普通地域

⇒届出が必要（条例第13条第1項第1号）

・・・今般の申請・届出については、県、市とも両方の地域に立地したいというもの

【参考】一般的な法令用語の意味

- ✓ 許可・・・禁止されている行為を特定の場合に限ってその禁止を解除
⇒審査に合格しなければならない
- ✓ 届出・・・一定の事項の通知
⇒知らせるだけで、基本的には審査はしない

6

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（ii 審査①）

（特別地域）＊条例第11条

特別地域とは、知事が、県立公園の風致を維持するため、公園内に指定する地域。

（特別地域の区分）＊規則第11条

（1）第1種特別地域

風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。

（2）第2種特別地域

第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。

（3）第3種特別地域

風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。

7

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（ii 審査②）

（特別地域の審査）＊条例第11条第4項

知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

（特別地域内の行為の許可基準）＊規則第16条の2第11項

条例第11条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

8

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（ii 審査③）

（特別地域内の行為の許可基準）＊規則第16条の2第11項

- 色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 撤去に関する計画が定められており、かつ、撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- 支障木の伐採が僅少であること。
- 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。
- 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

※文意を損なわない程度に、事務局で省略しています

9

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（ii 審査④）

（普通地域）＊条例第13条

普通地域とは、特別地域に含まれない区域

（普通地域の制限、措置命令）＊条例第13条第2項

知事は、県立公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

10

Ⅱ 山形県立自然公園条例について（ii 審査⑤）

（普通地域措置命令処理指針）＊指針第5第2項

高さ30mを超える風力発電施設については、以下のすべてに適合するものを審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令を行うものとする。

- ・・・届出行為ではあるが、実質的には審査を行う
- 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- 山稜線、海岸線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- 色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 撤去に関する計画が定められており、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・・・内容としては、特別地域のものとほぼ同じ

※文意を損なわない程度に、事務局で省略しています

11

II 山形県立自然公園条例について（iii 意見照会①）

（大規模な開発行為）＊指針第3第1項、第4項

- 前記第1項＊から第2項に規定する事項の審査を行う場合は、**事前に関係市町村長の意見を聴取する**ものとする。
- また、専門的な観点からの審査が必要な場合は、山形県環境審議会条例（平成6年7月山形県条例第45号）第1条に規定する山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

（※前記第1項）

1 大規模な開発行為

大規模な開発行為とは、以下のものである。

- （4）高さ30mを超えるプロペラ式など面的な占有空間を有する風力発電施設

※文意を損なわない程度に、事務局で省略しています

12

III 【参考】 審議のポイント①

（諮問の根拠）

- 酒田市環境審議会条例第2条
審議会は、**市長の諮問に応じ**、本市における環境の保全について調査及び審議する。
- 酒田市景観条例第32条第2項
審議会は、前項に定めるもののほか、**景観形成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ**て調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

- ・・・ 諮問は、市長の裁量。
- ・・・ 平成25年度に、環境審議会、景観審議会に諮問することは、決定済み。

13

Ⅲ【参考】審議のポイント②

(酒田市風力発電施設建設ガイドライン 5③)

- 4の②（調整を要する区域）の区域に計画するものに、許可権限者から関係法令に基づく意見を求められたときには、庁内の検討のほか、**住民等の意見を聞く**（環境審議会、景観審議会、議会）ことがある。

～調整を要する区域内で、許可権限者（県知事）より、自然公園条例に基づく意見照会があった。

14

Ⅲ【参考】審議のポイント③

①県知事と同じ着眼点での審議

～県知事が、条例等に基づき審査

- 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- 山稜線、海岸線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- 色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 撤去に関する計画が定められており、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

②地域の事情の反映

- 一律の基準やガイドラインによらず、本市の固有の考慮すべき事情（例：国指定鳥獣保護区）

※上記について、これまでの環境アセスメント図書等や申請書を参考に審議。